

令和8年第3回仁淀川町議会定例会付議事件

(付議事件)

1. 報告第4号 専決処分の報告について（仁淀川町税条例の一部を改正する条例）
2. 報告第5号 専決処分の報告について（仁淀川町介護保険条例の一部を改正する条例）
3. 報告第6号 専決処分の報告について（仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
4. 報告第7号 専決処分の報告について（令和7年度仁淀川町一般会計補正予算（第9号））
5. 報告第8号 専決処分の報告について（令和7年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））
6. 報告第9号 専決処分の報告について（令和7年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計補正予算（第4号））
7. 報告第10号 専決処分の報告について（令和7年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算（第4号））
8. 報告第11号 令和7年度仁淀川町繰越明許費繰越計算書の報告について
9. 議案第28号 令和8年度仁淀川町一般会計補正予算（第1号）について
10. 議案第29号 仁淀川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
11. 議案第30号 令和7年度道路メンテナンス事業町道大崎線（川口橋）橋梁補修工事請負契約の一部変更について
12. 議案第31号 仁淀川町過疎地域持続的発展計画の変更について
13. 議案第32号 財産の取得について（令和7年度（繰越）仁淀川町自走式仮設水洗トイレカー購入事業）
14. 議案第33号 財産の取得について（令和8年度仁淀川町建設課ダンプトラック購入事業）
15. 議案第34号 財産の取得について（令和8年度仁淀川町教育用iPad購入事業）
16. 同意第4号 教育委員会委員の任命について
17. 同意第5号 農業委員会委員の任命について
18. 発議第3号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める決議

令和8年第3回仁淀川町議会定例会会議録（第1号）

令和8年6月9日（火曜日）

10時00分開会

15時24分延会

出席議員（10名）

1 番 議 員	竹 本 文 直	2 番 議 員	大 石 邦 廣
3 番 〃	藤 崎 源 彦	4 番 〃	古 田 智 子
5 番 〃	大 野 弘	6 番 〃	岡 田 良 成
7 番 〃	野 村 安 夫	8 番 〃	片 岡 智 準
9 番 〃	藤 原 大	10 番 〃	若 藤 敏 久

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長	片 岡 信 博	副 町 長	下久保 幹 夫
教 育 長	和 田 礼 史	総 務 課 長	吉 川 毅
企画振興課長	荒 木 紀 和	農 林 課 長	奥 田 誠
町 民 課 長	片 岡 永 吾	医療保険課長	福 原 和 美
健康福祉課長	川 村 強	建 設 課 長	神 岡 孝 司
会計管理者兼出納室長	大 石 浩 平	教 育 次 長	井 上 健 一
仁淀総合支所長兼仁淀地域課長	片 岡 龍 也	池川総合支所長兼池川地域課長	西 森 秀 成

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	鎌 倉 和 幸	書 記	田 村 沙 織
--------	---------	-----------	---------

午前10時00分 開会

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年第3回仁淀川町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席番号5番、大野弘君、6番、岡田良成君を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

本件については、6月2日の議会運営委員会で協議を頂いております。

委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長、藤崎源彦君。

○藤崎議会運営委員会委員長 議長の許可を頂きましたので、議会運営委員会の審議結果をご報告いたします。

まず、提出予定議案や一般質問の通告、精査、意見書等の受付状況、取扱い方法等の検討をいたしました。その結果、会期は本日から10日までの2日間とし、1日目の本日は、執行部諸般の報告、常任委員会委員長報告、執行部から議案の上程、提案理由の説明を受け、休憩の後、一般質問を行います。質問の進捗で延会か散会といたします。2日目は、残っていれば一般質問を行い、その後、付議事件の審議を行い、閉会といたします。

また、町長、教育長、常任委員長等の報告に対する質問は受け付けないこと、一般質問の回数は質問事項について3回まで、時間の上限は原則1人1時間としております。質疑の回数も同一議題は3回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

以上が議会運営委員会での審議結果でございます。本案に対しましてご理解とご賛同を賜りますようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長 委員長の報告を終わります。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日9日から10日までの2日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日9日から10日までの2日間と決定いたしました。

なお、本日の会議予定につきまして、委員長から報告がありましたが、お手元に配付の議事日程のとおりです。ご承認を願います。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長活動報告を行います。議長活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりであります。監査委員からの例月現金出納検査の報告につきましては、議会事務局に關係書類を保管しておりますので、ご了承をお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長の報告を求めます。片岡町長。

○町長 皆さんおはようございます。

本日は、令和8年第3回仁淀川町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところ、ご出席を賜り、本定例会が開催できますことを厚くお礼申し上げます。

最初に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金についてでございます。仁淀川町におきましても、昨今の物価高騰により、町民生活への影響が懸念されております。特に低所得世帯や子育て世帯において生活費の負担が増加していることから、国の臨時交付金を活用して、地域流通商品券配布事業、タクシー事業者支援金事業、飲食店等支援金事業及び医療・介護事業所支援金事業を実施いたしました。

商品券につきましては、令和8年3月1日時点で町内に住民登録のある方を対象とし、1人当たり2万5,000円、児童手当受給者1人につき追加で2万5,000円の給付となります。利用期間は4月1日から9月30日まで、町内の取扱い加盟店で使用が可能です。

タクシー支援金につきましては、3月1日現在で町内に本社を置くタクシー事業者に対して、事業用車両1台につき25万円を交付しております。

飲食店等支援金につきましては、3月1日現在、町内に本社または事業所を置く飲食店等を対象に、1事業所当たり10万円を交付しております。

医療・介護事業所支援金につきましては、事業所の形態別に18万円から108万円の基本となる支援金の額に、常勤職員1人当たり5万2,800円、非常勤職員3万9,600円を従業員数で乗じた金額を上乗せし交付いたしております。この施策により、町民の生活費負担の軽減と町内経済の活性化を図ってまいります。

続きまして、仁淀川町まちづくり総合計画についてでございます。仁淀川町まちづくり総合計画は、令和7年度に見直しを行い、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの計画となっております。新たなまちづくり総合計画は、町の基本構想をまとめた仁淀川町まちづくり計画、まちづくり計画の重要かつ優先的に実施する施策・事業を位置づけた仁

淀川町まちづくり実行計画、人口減少を克服するため、国の地方創生総合戦略に準じて策定された仁淀川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の3つの計画を一体化したものとなっております。

仁淀川町が将来どうあるべきかを示し、目指す姿に向けたまちづくりをどう進めていくかの基本となる計画でございます。「変化にしなやかに向き合い、挑戦をあきらめない町」を全体ビジョンとして、3つの課題、3つの指針の基本構想を決定し、基本計画の概要を決定しております。その運用に関して、年2回開催するPDCA検討委員会におきまして検証を行ってまいります。

続いて、固定資産税全期前納口座振替未処理についてでございます。令和8年度固定資産税の一括納付に係る口座引き落とし処理について、今年度のシステムは昨年度まで使用していたシステムから大きく変更があり、担当者が新たなシステムの処理手順を十分に理解できていなかったため処理を誤り、一括納付でなく1期分だけの引き落としとなりました。事務処理の誤りが判明した後、直ちに該当者1,199名に事態の報告及びお詫びの手紙を送付いたしました。一括納付されなかった皆様について、次回2期の収納時に残りの2期から4期分の口座引き落としをさせていただくことになります。今後はこのようなミスを起こさないよう、確認体制の徹底を図ってまいります。この場を借りてお詫び申し上げます。

続いて、高知県消防広域化についてでございます。

高知県では、全国に先駆けて人口減少が進む中、高齢化の進行に伴う救急出動件数の増加、中山間地域の小規模消防本部の状況などを踏まえ、県全域での常備消防組織の一元化、消防広域化について検討しております。2月に高知県消防広域化基本計画を策定し、今年度は任意協議会を設置し、さらに検討を重ねる予定です。

5月12日には高知市内で知事とほぼ全ての市町村長が参集し、実務協議会が開催され、県との協議を行いました。消防広域化に向けた課題としては、消防組織力の維持、各市町村の財政負担などが大きな課題として取り上げられています。仁淀川町としては、仁淀川分署を引き続き残すよう、私から知事へ直接要望をさせていただきました。

続いて、タイ訪問についてでございます。昨年よりタイ・バンコク市で建築中の鮎祝タイランド1号店が先日トレーニングオープンしました。完成した店舗は、スタッドハウスのデザインを採用し、使用されたほとんどの木材は町産材です。木の温もりが感じられる雰囲気の良い仕上がりとなり、出席された方々からも大変好評だったとの報告を受けてお

ります。

また、レセプションパーティーには農林課長が出席し、町産の一番茶を持参して、様々なお茶の楽しみ方を提案しながら一番茶を味わっていただきました。飲まれた方々には、口当たりが繊細で滑らか、後から広がる深いうまみと清涼感があり飲みやすいなどの高い評価を頂きました。オーナーからは、2号店、3号店を展開する構想があり、今後も仁淀川町の木材及びお茶を活用していきたいとの意向を承っております。今後も町産品のPRと販路拡大につながる取組を進めてまいります。

続いて、職員採用についてご報告をいたします。定年前の退職者が出たことにより、7月1日付採用予定で職員採用試験を実施しました。4月27日から5月17日までテストセンター方式により第1次試験を行い、一般行政職員9名の応募があり、うち7名が試験を受験しました。選考の結果、5名に第1次試験合格を通知いたしました。その後、5月31日に集団討議と個別面接により第2次試験を実施し、2名に合格を通知いたしました。

なお、本町では、町民目線での行政運営、近年の自然災害を踏まえた危機管理体制強化など、職員も一町民として地域活動に積極的に関わることが大切であるとの観点から、採用後、仁淀川町内に居住することを原則としますという条件を付しております。

最後に、今議会に提案しております17件の案件の内訳は、専決処分の報告7件と、繰越明許費繰越計算書の報告1件、令和8年度補正予算の議案2件、請負契約の締結議案1件、過疎地域持続的発展計画の変更1件、財産の取得3件、教育委員会委員の任命1件、農業委員会委員の任命1件となっております。これらの議案等の提案理由につきましては、副町長から説明いたしますので、ご審議の上、適切なご決定を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 次に、教育長の報告を求めます。和田教育長。

○和田教育長 おはようございます。教育委員会関係の行政報告をいたします。

各学校の状況ですが、新学期がスタートして2か月余りが経過し、年度初めの行事や修学旅行なども終わり、子供たちも新しい環境に慣れ、落ち着いて生活を送ることができています。今年度より別府小学校の全学年が複式学級となり、昨年度より教員数が少なくなっておりますが、県教育委員会に加配教員の申請をいたしまして、課題解決応援加配教員を派遣していただきました。教育委員会が保護者や子供たちの心に寄り添い、不安解消に努めていきます。

修学旅行につきましては、小学校は合同で5月19日から5月22日、2泊3日で広島・岡

山・香川方面へ、中学校も合同で、秋の京都の混雑によりタクシー研修が難しくなったことなどを考慮し、5月13日から5月16日、2泊3日で京阪神方面へ行ってきました。小中ともに、それぞれの学校の親交を深めるなど、予定していた全日程を安全に実施することができました。

さて、本年度の児童生徒数につきまして、5月1日現在で、昨年度と比較し、小学生は3人減の110人、中学生は3人減の69人で、合計6人減の179人となっております。

教職員の配置につきまして、小学校2校、中学校2校に合計52名の県費負担の事務職を含む教職員が配置されております。また、2名から4名程度の学習支援等会計年度任用職員を各学校に配置しております。

次に、水泳の授業につきまして報告をさせていただきます。昨年4月末に高知県教育委員会が策定し、今年度2月に一部改訂されました小学校の水泳指導における安全管理指針に基づき、水深調整台を池川小学校、別府小学校とも購入し、準備することができましたので、今年度は両校とも水泳の授業を行います。小学校両校とも水泳の授業を実施することが可能となりましたので、昨年度実施できなかった小学校の水泳記録会を別府小学校にて実施いたします。

池川町民プールの小プールは、昨年度に引き続き漏水のため使用ができないため、池川小学校1・2年生はバスで移動し、別府小学校のプールにて水泳の授業を行うようにしております。今後、小プールの改善については、原因を調査し、各方面と相談し、早急に取り組んでまいります。

中学校につきましては、例年どおり水泳の授業を実施いたします。教育委員会が各校に安全管理の徹底を行い、安心と安全な環境を整え、命を守る水泳指導ができるよう取り組みます。

また、夏休みの池川町民プールの開放に向けて準備を進めており、監視員の確保ができれば、プールの開放を実施したいと考えております。

次に、高吾地区中学校総合体育大会につきまして、6月7日、8日の土日に開催され、団体競技では仁淀中・池川中合同の女子バレーボール、仁淀中・池川中・尾川中合同ソフトボール、卓球については各中学校で個人戦に参加をいたしました。試合結果は、ソフトボール部優勝、バレーボール部準優勝を果たしました。また、卓球については、池川中女子1名、仁淀中女子1名が県総合体育大会の出場権を得ることができました。それぞれの部活動が7月に行われる県総合体育大会に出場します。選手の皆さんの健闘を祈っております。

ます。今年度を最後に全国中学校総合体育大会ソフトボール競技が終了いたします。最終年に出場を果たし、大活躍することを願っております。

次に、教育委員会が現在事業を進めておりますことを報告いたします。中学校の生徒がよりよい環境でスポーツができるように、本年度より本格的に部活動地域展開に向けて取り組んでまいります。5月11日には先進的な取組を行っています南国市に担当者3名が研修に行きました。組織的な取組について多くの学びを得ましたので、仁淀川町で行う地域展開のスタイルを目指します。本年度の中学校総合体育大会・全国中学校体育大会終了後をめどとして、今後の部活動の在り方を、地域の方々や学校、保護者の方々のお声を聞かせていただき、取り組んでまいります。

また、中学生の海外短期留学を、生徒にとって学びを深めることができることと安全を第一に考え、現在検討しております。

また、旧吾川中学校跡地を活用しての小中一貫校設立に向け、令和8年度は学校統合準備委員会を設立し、基本計画作成に取り組んでいきます。

最後に、本定例会に提案させていただいております議案等の主なものについてご説明いたします。

まずは、専決処分の報告につきまして、令和7年度一般会計補正予算において、主に池川こども園の実績に伴う保育所運営費補助金1,527万8,000円の減額補正、各補助事業等実績に伴う会計年度任用職員報酬445万6,000円の減額補正など、事業費確定による補正となっております。

繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、別府小学校の電力容量不足解消のため、別府小学校動力変圧器取替工事240万円の全額繰越しを上げさせていただいております。

補正につきましては、小学校の給食費が給食費負担軽減交付金の対象となり、高知県給食費負担軽減事業費補助金として623万4,000円、小1校、中1校の学校再編に伴い、旧吾川中学校校舎等の解体に当たりアスベストが使用されていないか調査するために、旧吾川中学校校舎等解体に伴うアスベスト調査委託業務144万1,000円、旧吾川中学校校舎等解体工事設計委託業務2,087万8,000円、旧吾川中学校敷地に隣接する用地を買収するために不動産鑑定業務委託料64万4,000円、池川スポーツセンター池川体育館の雨漏り修繕として池川体育館雨樋改修工事等1,448万5,000円などの補正を計上させていただいております。

また、今議会には教育委員の欠員に伴う人事案件も上程させていただいております。

適切なご決定を頂きますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 次に、委員長報告を行います。

総務教育民生常任委員会報告につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

続きまして、議案の上程を行います。

日程第4、報告第4号、専決処分の報告についてから、日程第20、同意第5号、農業委員会委員の任命についてまで、一括上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

議案等はお手元に配付のとおりであります。ご確認をお願いします。

日程第21、執行部に提案理由の説明を求めます。報告第4号から議案第34号までを、下久保副町長。

○副町長 おはようございます。それでは、今議会に提出しております議案についてご説明をさせていただきます。

なお、議案書の朗読については省略をさせていただきます。よろしくお願いします。

議案書1ページをお開きください。

報告第4号、仁淀川町税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これは、地方税法の改正に伴い、軽自動車税に係る環境性能割の廃止に伴う規定の整備など、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和8年4月1日からとしておりますが、一部は附則に定める日からとなっております。

続きまして、議案書14ページをお開きください。

報告第5号、仁淀川町介護保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これは、介護保険法施行令の改正に伴い、住民税の非課税の範囲内で就労する者に係る減免措置を規定するため、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和8年4月1日からとしております。

続きまして、議案書16ページをお開きください。

報告第6号、仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これは、地方税法等の一部改正に伴い、課税限度額と軽減判定所得額を引き上げるほか、

新たに賦課する子ども・子育て支援納付金の課税限度額の設定を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和8年4月1日からとしております。

続きまして、議案書21ページをお開きください。

報告第7号、令和7年度仁淀川町一般会計補正予算（第9号）について説明いたします。

別添の令和7年度一般会計補正予算書（第9号）をご覧ください。

まず、14ページから39ページの歳入につきましてご説明いたします。

歳入は、町税や地方交付税等、一般財源の歳入額の確定に伴う補正のほか、各事業の事業費確定等に伴う国・県支出金、繰入金、町債など特定財源の確定による補正でございます。

続いて、40ページから60ページの歳出につきましてご説明します。

歳出は、事業費の確定や財源調整のほか、地方債の繰上償還の財源を確保するための減債基金積立金1億円の補正となっております。

以上の結果、歳入歳出の補正額は4億5,142万3,000円の減額補正で、補正後の合計は73億7,052万9,000円となっております。

続いて、同じ予算書の9ページに戻っていただいて、第2表繰越明許費補正をご覧ください。

道路メンテナンス事業、住宅耐震化促進事業等で翌年度へ繰り越す必要が生じた事業の増加に伴う増額補正、一方で、減額補正は、地方創生道整備推進交付金事業、地域経済循環創造事業、防災・安全交付金事業等の実績減などによるもので、補正合計は7,619万5,000円の減額で、補正後の合計は7億3,996万6,000円となっております。

続いて、10ページの第3表地方債補正をご覧ください。

地方債は事業費の確定等による減額補正となっており、補正後の限度額は7億560万円となっております。

それでは、議案書に戻っていただいて、22ページをお開きください。

報告第8号、令和7年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

別添の令和7年度国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）をご覧ください。

まず、6ページの歳入につきましてご説明します。

歳入は、保険給付費の実績等による県支出金の補正でございます。

続いて、7ページ、歳出につきましてご説明します。

歳出につきましても、歳入と同様の理由による補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は1,800万円の減額補正で、補正後の合計は7億1,452万7,000円となっております。

それでは、議案書に戻っていただいて、23ページをお開きください。

報告第9号、令和7年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。

別添の令和7年度国民健康保険直診勘定特別会計補正予算書（第4号）をご覧ください。

まず、6ページから7ページの歳入につきましてご説明します。

歳入は、診療報酬の確定に伴う補正でございます。

続いて、8ページから10ページの歳出につきましてご説明します。

歳出につきましても、施設管理費や医業費などの確定による補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は1,700万円の減額補正で、補正後の合計は3億9,336万8,000円となっております。

それでは、議案書に戻っていただいて、24ページをお開きください。

報告第10号、令和7年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。

別添の令和7年度介護保険特別会計補正予算書（第4号）をご覧ください。

まず、6ページから9ページの歳入につきましてご説明します。

歳入は、事業費確定に伴う国・県支出金、支払基金交付金、繰入金の確定による補正でございます。

続いて、10ページの歳出につきましてご説明します。

歳出につきましても、保険給付費の確定による補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は1億1,300万円の減額補正で、補正後の合計は11億5,816万4,000円となっております。

それでは、議案書に戻っていただいて、25ページをお開きください。

報告第11号、令和7年度仁淀川町繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明いたします。

この報告は、繰越明許費の翌年度への繰越額を調整して議会に報告するもので、内容としては、一般会計において、計算書記載の本庁舎職員駐車場整備事業をはじめとする26事

業で7億3,996万6,000円を翌年度に繰越しをしております。

報告については以上となります。

続きまして、議案書28ページをお開きください。

議案第28号、令和8年度仁淀川町一般会計補正予算（第1号）について説明いたします。

別添の令和8年度一般会計補正予算書（第1号）をご覧ください。

まず、予算書7ページから11ページの歳入につきましてご説明します。

7ページの14款国庫支出金は、令和7年度に支出したウイスキー醸造所設立に対する地域経済循環創造事業補助金への国庫補助金2,067万円の補正でございます。

8ページの15款県支出金は、町内の小学生に対する高知県給食費負担軽減事業費補助金623万4,000円の補正、一方で、減額補正は、山の学習支援事業費補助金31万8,000円を諸収入へ振替するものでございます。

9ページの18款繰入金は、財源調整に伴う財政調整基金繰入金539万9,000円、施設等整備基金繰入金1,448万5,000円、森林環境譲与税基金繰入金60万円の補正で、一方、減額補正は、こども未来基金繰入金38万9,000円でございます。

10ページの20款諸収入は、山の学習支援事業費補助金の振替等に伴う35万7,000円の補正でございます。

11ページの21款町債は、事業廃止に伴う学校給食配送車購入事業債1,500万円の減額補正でございます。

続いて、予算書12ページから18ページの歳出につきましてご説明します。

12ページ、1款議会費は、議長交際費36万円の補正でございます。

13ページ、2款総務費は、広報記事撮影用デジタルカメラ購入費20万円の補正でございます。

14ページの3款民生費のうち、1項社会福祉費は、職員の産休等に対応するための会計年度任用職員の任用に係る人件費として239万8,000円、システムの改修等に伴う介護会計繰出金72万7,000円の補正でございます。

2項児童福祉費は、令和7年度物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金に係る過年度精算返還金2万1,000円の補正でございます。

15ページ、5款農林水産業費は、東京有楽町パークに設置するベンチに使う町産材製材委託費50万円、ベンチに取り付ける看板の製作・取付工事費10万円の補正でございます。

16ページ、7款土木費は、建設課作業員として雇用した会計年度任用職員に係る人件費

429万4,000円の補正でございます。

17ページの9款教育費のうち、1項教育総務費は、小中学校再編に伴う旧吾川中学校校舎解体に伴う解体設計委託費等2,395万3,000円の補正でございます。

2項小学校費、3項中学校費につきましては、歳入において山の学習支援事業費補助金の振替を行ったことに伴う財源振替でございます。

5項保健体育費は、池川体育館事務室・2階ホール修繕工事費、同体育館雨樋改修工事費1,448万5,000円の補正で、一方、減額補正は、学校給食配送車購入事業費1,500万円でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は3,203万8,000円の増額補正で、補正後の合計は73億819万5,000円となっております。

続きまして、同じ予算書の4ページに戻り、第2表地方債補正をご覧ください。

地方債は財源の振替による減額補正となっており、補正後の限度額は4億6,040万円となります。

それでは、議案書に戻っていただき、29ページをお開きください。

議案第29号、令和8年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

別添の令和8年度介護保険特別会計補正予算書（第1号）をご覧ください。

6ページから7ページの歳入、歳出につきましてご説明します。

歳入は、介護保険法施行規則の一部改正による介護保険施設における居住費等の見直しに対応するためのシステム改修費等の財源として、一般会計繰入金72万7,000円の補正でございます。

歳出も歳入と同様の理由による印刷製本費2万7,000円、システム改修委託料70万円の補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は72万7,000円の増額補正で、補正後の合計は11億8,139万3,000円となっております。

それでは、議案書に戻って、30ページをお開きください。

議案第30号、令和7年度道路メンテナンス事業町道大崎線（川口橋）橋梁補修工事請負契約の一部変更について説明いたします。

この議案は、議会の議決に付さなければならない予定価格5,000万円以上の工事請負契約のうち、500万円以上の契約変更であるため、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容は、ひび割れ補修工の延長増加、断面修復工の補修面積増加などにより、契約金額が908万500円の増額となり、変更後契約金額が7,031万2,000円となるものです。

続きまして、31ページをお開きください。

議案第31号、仁淀川町過疎地域持続的発展計画の変更について説明いたします。

この議案は、議案書32ページから33ページの新旧対照表のとおり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定による仁淀川町過疎地域持続的発展計画を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

主な内容は、小中学校の統合に関する項目の変更等となっております。

続きまして、議案書34ページをお開きください。

議案第32号、財産の取得について説明いたします。

この議案は、令和7年度（繰越）仁淀川町自走式仮設水洗トイレカー購入事業について一般競争入札を行った結果、株式会社藤島が落札し、令和8年6月1日付で仮契約を締結しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

事業の概要は、契約金額1,581万8,000円で、トイレカー2台を購入するものでございます。

続きまして、議案書35ページをお開きください。

議案第33号、財産の取得について説明いたします。

この議案は、令和8年度仁淀川町建設課ダンプトラック購入事業について、一般競争入札を行った結果、株式会社掛水自動車整備工場が落札し、令和8年6月2日付で仮契約を締結しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

事業の概要は、契約金額787万8,200円で、2トンダンプトラック1台を購入するものでございます。

続きまして、議案書36ページをお開きください。

議案第34号、財産の取得について説明いたします。

この議案は、令和8年度仁淀川町教育用iPad購入事業について、高知県において一般競争入札を行った結果、テルウェル西日本株式会社四国支店が落札し、令和8年5月14日付で仮契約を締結しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

事業の概要は、国のGIGAスクール構想に基づく端末の更新のため、タブレット端末268台を購入するものでございます。

以上で私からの提出議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 続きまして、同意第4号、同意第5号を、片岡町長。

○町長 お手元の37ページをお開けください。

同意第4号、教育委員会委員の任命について。

仁淀川町教育委員会委員に次の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所は吾川郡仁淀川町長者丙2090番地日鉄長者社宅A棟406号室、氏名、濱端玲蘭、生年月日は昭和54年10月26日生まれ。

令和8年6月9日提出。仁淀川町長、片岡信博。

提案理由は、不在である教育委員会委員の後任について、さきの者を任命したく、議会の同意を求めるものであります。

続きまして、次のページをお開けください。

同意第5号、農業委員会委員の任命について。

次の者を農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

住所、吾川郡仁淀川町北川674番地、氏名、鎌倉信昌、生年月日は昭和35年2月2日生まれでございます。

提案理由は、不在である農業委員会委員の後任に鎌倉信昌さんを任命したく、議会の同意を求めるものであります。

以上でございます。

○議長 以上で提案理由の説明を終わります。

暫時休憩をいたします。

午前10時48分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長 休憩前に続き会議を開きます。

日程第22、一般質問を行います。

質問の順序は通告順で、配付しているとおりであります。

なお、一般質問の回数は質問事項について3回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

通告第1号、議席番号9番、藤原大君の質問を許可します。藤原大君。

○9番 通告第1番、議席番号9番、藤原大。議長の許可を頂きましたので、2点質問させていただきます。

1点目、防災計画について。

吾川郡議長会研修会にて石川県珠洲市の復興を視察、また、市町村長議長会に議長代理として出席し、災害時の対応について学んできましたので、研修で学んだことを共有しつつ、質問したいと思います。

南海トラフ地震想定が更新され、仁淀川町は震度6強から7へと変更されました。町としても計画の大きな変更が必要だと思い、防災計画について質問させていただきます。

まず、計画についてですが、能登の震災において、県の中心部も地震の影響を受け、輪島、珠洲などの地方が孤立しており、南海トラフ地震が発生したときの仁淀川町は、主要道路の寸断など、同じ状況が想定されるかと思います。

震災発生直後から自衛隊やボランティアなどの到着は20日後でしたという話を聞きました。例えば仁淀川町の計画では3日から1週間程度の食料備蓄をとなっておりませんが、安直に20日分の非常食をとなると、管理も大変になると思います。期間と管理方法などの検討が必要ではないでしょうか。

また、防災計画を見ていると、自主防災組織との連携という言葉が度々出てきますが、ホームページの関連情報では公開されている情報はありませんととなっております。事業計画、BCPの策定を促すとなっているが、町内の防災組織や事業所のBCPをどれだけ把握しているか。コロナ禍以降、町内には飲食店やキッチンカーが増え、起業支援の補助金等を活用されていると思います。非常時の食料提供など、地域支援を条件に追加してみてもはどうでしょうか。

続いて、震災から2年たっていますが、復興についてです。能登町の話ですが、被災の小さかったスーパーの一角でキャンプ用テントを並べて出張朝市、プレハブで避難生活をしながら被災観光ガイドをやっている観光協会のスタッフなど、頑張っている地域の住民と交流をしてきました。しかし、震災発生直後の火災で全焼した輪島市の輪島の朝市や、黒い瓦の木造住宅が並んでいた文化財エリアでは、瓦礫の除去やプレハブこそできていましたが、いまだ避難生活といった印象を強く受けました。

復旧から復興へ、仁淀川町の防災計画、ページ数、一般179ページにあります。復興計画の作成項目がありますが、復興計画を調べても出てきませんでしたので、現状どのようになっているか。被災後の作成ではなくて、事前作成をしてはどうかという提案でございます。

最後に、町長、一緒に市町村長議長会研修に行きましたので、そのときの研修内容も踏まえて、何か意見をもらえればと思います。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。片岡町長。

○町長 藤原議員のご質問にお答えします。

仁淀川町地域防災計画の見直しについては、現在、改正に向けて準備中でございます。まず、見直しに至る要因を少し説明をさせていただきます。今年2月に高知県地域防災計画が改正されました。また、3月には県の南海トラフ地震被害想定の見直しがあり、5月には防災気象情報の基準が見直されました。

改正に当たって、新たな基準への対応や県が想定する避難者数などの被害想定に基づいた資材や備蓄品の整備が求められております。また、災害後の早期復旧について、高知県の沿岸部では事前復興のまちづくり計画が順次作成されております。仁淀川町においても、令和9年度より策定に取りかかるよう、県と協議を重ね、準備を進めております。仁淀川町の被害想定に応じた計画的な早期復旧を検討してまいります。

また、これからの町が考えていることというようなことも頂いていますが、今まで取り組んできた方向性を継続し、さらに進めていくこと、また、全国で発生する大規模災害の事例を参考に、町の備えを充実させていくことが大切であると考えております。

南海トラフ地震では、基幹道の寸断により孤立する集落が多数発生する可能性があるため、各地区で資機材や備品等の整備が必要でございます。また、少子高齢化が進み、年々マンパワーが弱まってきておりますが、防災対策において、一人一人の住民の力や、住民、自主防災組織との連携など、自助、共助の取組は欠かせません。その他、実効性のある計画の策定や訓練の実施など、取り組むべき課題は多岐にあると考えております。関係機関との連携を図り、今後も積極的に取り組んでまいります。

また、ご質問のほうのBCPの把握というのは、担当課長のほうから説明させていただきます。

また、市町村長議会議員の会のほうも私も行かさせていただいて、何よりも想定以上に、災害があったら想定以上のものが来るというふうなことで、県や、できれば自衛隊等の連

携、研修、静岡県のところの実際に活動されているお話も直接聞きましたので、やはりいろんな各部署との連携が今後も非常に重要で、またそのように取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 再質問はありますか。吉川総務課長。

○吉川総務課長 先ほど藤原議員からご質問がありました点で、幾つか町長の答弁に併せて説明させていただきます。

まず、自主防災組織との連携でございますが、毎年、町の防災訓練では、消防団をはじめ、自主防災組織や女性防火クラブのご協力を頂き、連携を深めていますが、ご指摘のとおり、ホームページでの情報発信には至っておりません。今後の課題として、今回の質問を受け止めて、関係団体と協議をしていきたいと思えます。

続いて、事業者のBCP、事業継続計画の策定状況ですが、まず、役場は策定しております。続いて、関係事業者になりますが、こちらのほうは報告義務がないので、全てを把握できているというわけではございませんが、各事業者の取組として、町内数社の建設業者から計画の報告を頂いております。

最後に、災害による避難生活での仮設住宅の話がありましたが、現在2か年以内というふうになっております。ただ、この件については、すみません、その場所ですけれども、町の計画では、建設予定地として町民運動場、あと長者農村広場、池川山村広場の3か所を選定しています。また、この場所について3年目以降も住み続けるためには、協議も必要になってきて、そのときの状況になってくるかと思えます。

以上で説明を終わります。

○議長 再質問はありますか。藤原大君。

○9番 ありがとうございます。

BCPの作成の話で、土木業者とは連携しているのは僕も把握しております。

提案の食料品の話で、キッチンカーやったり飲食店が増えているというところで、あと、林業課も、チェーンソーなどを個人で抱えている人たちがおると思えますので、復旧の役に立つのではないかと思います。連携を強めていってもらえたらと思えます。

以上です。

○議長 執行部の答弁を求めます。吉川総務課長。

○吉川総務課長 先ほどの藤原議員の再質問にお答えさせていただきます。

今回のご指摘は、ある程度個人事業者との連携も考えていくべきではないかというふう
に受け止めております。まだなかなかそこまで至っておりませんが、今後検討させていた
だきたいと思います。

○議長 再々質問ありますか。

以上で1問目を終了いたします。

2問目に移ります。藤原大君。

○9番 2点目に移らさせていただきます。ジョン万について。

県としては、朝ドラの「らんまん」、「あんぱん」と続き、大河ドラマ「ジョン万」の制
作が発表され、大変盛り上がっております。これも先日の市町村長議長の研修のことです
が、ジョン万次郎が沖縄、鹿児島と入ってきて、地元土佐清水に帰る道中、松山から高知
県へ入ってくる入り口は仁淀川町からですよと土佐清水の副市長さんから教えていただき
ました。交流人口の増加につながる策と一緒に考えていければいいなと思っております。
どうぞご検討よろしくをお願いします。

○議長 執行部の答弁を求めます。片岡町長、答弁。

○町長 藤原議員のご質問にお答えさせていただきます。

ジョン万次郎、ご承知のとおり、大河ドラマのほうで令和10年1月から放映を予定をし
ております。ジョン万と本町の関わりというので、日本を、先ほどもおっしゃってたんで
すが、沖縄に上陸して、鹿児島、長崎を経由して、松山街道を利用して、それから帰られ
た。多分高知市内、取調べがあると思うんで、帰ったと思いますが、そのときに坂本龍馬
が世界をよく知る機会になったというふうなことで、ご承知のとおりであります。

当然、松山街道、多くは山道でもございますが、観光ルートとなるような可能性があり
ますので、例えばルートマップの作成や、眺めのいい場所というふうなことがあって、今
後の観光振興の活用というふうなことで考えております。

以上でございます。

○議長 再質問はありますか。

以上で藤原大君の質問を終了いたします。

通告第2号、議席番号4番、古田智子君の質問を許可します。古田智子君。

○4番 通告番号2番、議席番号4番、古田智子。議長より発言の許可を頂きましたので、
一般質問に入らせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、一般質問に先立ちまして、前回の定例会同様、こちらの資料を議長の許可の下に

お配りさせていただいております。「ここが知りたい、ともちゃんのなぜ」パート2ということで、こちらに基づきましてご質問を進めてまいります。

さて、質問の1点目に入ります。歴史的遺産の保存並びに伝統文化の継承について、具体的などころをお伺いいたしますということなのですが、ちょっと3つばかりお尋ねしたいことがございます。こちらの資料に基づきご説明いたします。

まず1点目、配付した資料の一番最初のページなのですが、町指定文化財の登録基準及びそのプロセスがどうなっているのでしょうかということです。

なぜこのご質問をするかといいますと、こちらの資料のページの左側、直近で登録された町指定の文化財がこちらでございます。この丸いどら焼きのようなものは何だということなんですが、こちらは鰐口ですね。皆様、鰐口ご存じだと思いますが、神社の拝殿、あるいはお寺の本堂の前にぶら下がって、ひもがついていて、ひもを揺らすとボワンと音がするあれですね。その鰐口です。下有実馬頭観音堂の鰐口、こちらが一番直近で指定された町指定の文化財なのですが、指定されたのが平成25年、つまり今から13年前になるわけですね。その登録された年に生まれたお子さんが今や中学生ということで、しばらくの間登録がなかったということになります。

このような登録が近年なかなかないということが1つと、あと、登録文化財の中で、とりわけ有形文化財にフォーカスをしてちょっと調べたデータがあります。いの町、四万十町、そして仁淀川町、この3つは市町村合併を経験していますので、登録数が多いというところが同じ特徴なのですが、この中で特に有形文化財が占める割合ということで数値で出しますと、いのが37%、四万十町が47%、そして私たち仁淀川町が有形文化財の割合が29%となっています。

この数字だけ見て、じゃあ多い少ないと言えるかどうかは、ちょっとまだ数字だけでは言えない部分があるんですが、ただ、1つ言えるのは、後になって価値が分かっても、一回壊されたり失われたりしましたら、もう取り返しがつかないというのが有形文化財の特徴ですね。無形文化財というのは、後継者を見つけて承継するということのでつなげることができるんですが、壊したりなくしたりすると戻らないということで、やはりここは、今こうしている間にも失われつつあるものがあるのではないのかなということが懸念されます。

そこで、1点目の質問が、町指定文化財の登録基準、どのようなことで引き金を引いて、誰がどのようなプロセスで、とりわけ町としての独自の基準があるのかどうか。今までの

町の文化財は県の登録文化財の基準に準拠しているというようなことも聞いておりますが、ちょっとこの基準についてお尋ねしたいというのが1点です。

続きまして2点目、今は有形文化財のことを申し上げましたが、次に、無形文化財のことについてお尋ねします。

我々仁淀川町は日本に誇る神楽という無形文化財があります。池川神楽、名野川磐門神楽、安居神楽ですね。3つ、非常に有名な神楽がございます。この神楽は今、ご存じのとおり、大変歴史的に、社会的に追い風が吹いているという状況です。こちらにございますとおり、文化庁の発表の報道なんです、ユネスコの無形文化遺産への登録の可能性が出てきたということですね。これ宮崎県知事が非常に頑張りました。その集まりに高知県知事も入っております。

登録の可能性が出てきているという追い風があるということもあり、この3つの神楽はいずれも後継者問題、皆様ご存じのとおり、担い手の問題ですとか、非常に今、危機的状況に瀕していると。そのような中で、この追い風も吹いていることだし、より積極的に持続可能な後継者の育成をすべきではないかなと考えています。

池川神楽は体験会を6月やる予定ですよ。子供たちに体験してもらおうという試みがあるんですが、この試みもしっかり進めた上で、何でしょう、子供たちが大きくなって帰ってくるまで何年もあるので、それまで持ちこたえることができるのかという問題もあります。そこで、持続可能な後継者の育成方策、どのようにお考えなのかということをお伺いします。

補足情報なんですが、実は、神田より子先生という方がいらっしやいまして、日本の神楽の研究の有識者の第一人者が集まった神楽研究会というのを主催されてまして、この神田より子先生主催の研究会が大変仁淀川町の神楽にご興味をお持ちなんですね。一回フィールドに伺いたいというようなお話も来ておりまして、神楽の後継者で今のところ成功例というのは、宮古の黒森神楽ですね。非常にうまい仕組みをつくって、全国から奉納を見に集まってくると。ファンなんかもついていますということで、この黒森神楽の承継にも関わっている団体です。

例えばこういう専門家の方、町内だけだと、ふるさと納税のお話もそうなんですけれども、町内では、担い手ですとか、あと人手も足りない。あと、知識、技術もなかなか町内にない。であれば、町外の専門家の力を借りるというのも1つの方法なのではないのかなということです。

最後、3点目、次のページに参りましょう。最後のこの歴史的遺産の保存並びに伝統文化の継承についての最後の確認事項なんですが、神楽ですとか国登録の文化財以前に、私たちのおじいちゃん、おばあちゃん、またそのおじいちゃん、おばあちゃんが暮らしとともに使ってきた、私たちの暮らしを今に伝える民具というものがありますよね。民具のほかに、様々な道具類ですとか、それは現在、町内に散逸、あるいは点在している状況です。

例えば秋葉の宿に展示されている様々な民具なんですが、あれは仁淀村のものだけというふうに聞いております。池川や吾川も山の暮らしとともに我々の先祖が使ってきた民具というのがまだ残っている。ですから、そうした民具などの身近な文化財を体系化したり、展示するようなお考えはないでしょうかということです。

補足なんですが、そういうことをやっているところ、ほかにないだろうかということで、実は土佐町の民具資料館というものがあまして、そこちょっとどんな感じかなと思って行ってみました。そうしましたら、森小学校という廃校した学校を、あまりリノベーションにほとんどお金かけずに、展示が非常に、高知県の中での我々の民俗学的な民具の位置づけですとか、あとは歴史的なところ、仕事の内容ごとということで、体系的に民具が整理されて、非常に見やすく展示をされていました。

だから、ただ置いてあって、ああこんなものあったねということではなく、その施設を訪れるだけで我々のルーツが身近に感じられるというような、そして域外の人も楽しめるような、そういう展示でした。いいなと思いましたので、参考までに載せさせていただきました。

というわけで、最後3点目は、体系化された展示をするような今後お考えがあるかどうか。以上3点についてお答えいただければ幸いです。

以上です。

○議長 執行部の答弁を求めます。和田教育長、答弁。

○和田教育長 古田議員のご質問にお答えいたします。

町指定文化財の指定基準につきましては、本町には指定基準を明確に定めたものはございません。県の指定基準に準じた形で現在運用しております。

続いて、神楽などの伝統文化を後世に引き継いでいくための具体的な取組につきましては、全国的にもそうですが、本町でも伝統芸能の担い手の高齢化や継承者不足が問題となっています。

そのような中、神楽保存会や秋葉まつり保存会などでは、希望する小中学生に対しての

指導や、池川神楽保存会では神楽の体験会を計画し、チラシを作成し、町内の小学校、中学校及び佐川高校の児童生徒に配布させていただきました。体験会への案内を行うなど、文化継承の取組を行っておりますが、現在のところ、町が主体となつての取組はできておりません。今後は各団体とも連携を取りながら、継承者不足の問題に取り組んでまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 井上教育次長、答弁。

○井上教育次長 古田議員のご質問に対しましてご回答させていただきたいと思います。民具の関係になります。

確かに古田議員が言われるとおり、仁淀の民具につきましては、秋葉の宿に展示スペースがございまして、そちらのほうに展示をさせていただいております。ただ、池川と吾川の民具につきましては、きちんとした建物で展示等が現在のところできておりません。教育委員会としても、そこは課題だと感じております。

今後、例えばですけれども、小中一貫校の学校再編がもし進んだ場合、廃校となる学校を一部活用させていただくとか、またほかの方法も考えながら、きちんと仁淀川町として民具を展示して、皆様にご覧いただけるような施設というのを整えていけたらなと思っております。

以上です。

○議長 再質問はありますか。古田智子君。

○4番 答弁ありがとうございました。民具については、今、廃校の利活用策の1つとなり得るという可能性を示していただきましたので、大変それは期待したいところで、楽しみなところでございます。ぜひ引き続きのご検討をお願いします。

あと、再質問としましては、神楽ですとかの伝統文化の継承については、確かに小中学校のお子さんを対象とした取組は今、一生懸命されているということですが、ポイントはやはり持続可能性にあるのかなと。一過性のイベント的なものではなく、仕組みとして次の担い手を養成していくような、そういうシステムというものがつくれば理想的ですよ。そういう持続可能性というところにも注意をして対策を講じていただければ幸いです。

私からは以上です。ありがとうございました。

○議長 執行部の答弁を求めます。和田教育長、答弁。

○和田教育長 どうもありがとうございます。小中一貫校の教育課程のこととも相まって

くるというふうに思っております。

後ほど少し話をさせていただこうと思っておりましたが、教育課程の編成の上で、地域学、地域学習ということも大事になってくるというふうに私は捉えておりますので、そちらのほうで小学校からしっかりと地域を愛する心を育てていきたいというふうなところは大事になってくるのではないかなと。それが、古田議員がおっしゃったように、持続可能な形になってくれば一番いいのではないかなというふうに考えております。

○議長 再々質問はありますか。

以上で1問目を終了いたします。

2問目に移ります。古田智子君。

○4番 では、2問目の質問に移ってまいります。

こちらの資料の5ページ目をご覧ください。

茶業に対する農協の対応についてお尋ねをいたします。

去る令和8年3月30日に農協が実施した吾川茶工場生産者説明会のことについてです。この説明会の内容に関してはこちらの資料にまとめたんですが、非常に懸念すべきポイントが2つあります。

まず1つ目は、県農協の方針についてです。県農協の方針としては、令和9年3月末までに拠点ごとの赤字を解消するという考えであること、そして、赤字拠点への新たな投資の中止ということ、そして、本部や管理部署の経費も含めた収支判断を行うということで、この話は吾川茶工場の生産者の皆様は寝耳に水というふうに聞いておりました。

そして、いま1つの懸念点、それは、農協から示されました今後の吾川茶工場の運営についての考え方です。それによりますと、令和10年までには以下のいずれかの方向性を決める必要がありとされまして、じゃあ2つって何かといいますと、1つ目は、加工費の値上げを段階的に行いながらJAによる運営を継続、加工料を値上げを段階的にどんどん上げていくということですよね。さらに、こちらは現実的でないという農協さん自らの記載までありました。ということは、これは議論の余地なく2番目を選択せよというふうにその資料からは受け止められます。

2番目とは、すなわちこちらになります。生産者組織による工場の運営をしていくべきであると。これはランニングコストですとか、修繕、水道光熱費、固定資産税、そして賃借料等の必要経費は全て生産者様が負担すべしと。このような説明があったとのことなんです。

これは一体どういうことなんでしょうか。この内容からしますと、吾川の茶農家さん、約110戸ほどいらっしゃるんですが、その皆様方全員に廃業を迫るに等しい内容ですよね。これは町役場の皆さんご存じだったんでしょうか。

我々仁淀川町は、ましてやお茶の町です。先ほども町長がご報告してくださいましたよね。タイに視察に行ったと。国際的にもお茶をしっかりと販売していこうという町の方針が示されている中で、この農協の姿勢を役場が看過しているとしたら、これは大変重い事態であるなというふうに考えています。一体何をやっていたんでしょうかということです。

そもそも、この説明会を町役場側はご存じだったんでしょうか。そして、これからの対応をどのようにお考えなんでしょうか。教えていただければ幸いです。

以上です。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。片岡町長。

○町長 ご質問にお答えさせていただきます。

3月30日に農協が実施しました吾川茶工場生産者説明会については、役場への案内はなく、残念ながら、後日情報が入ってきました。その説明内容等についても、農家から情報を頂き、大変驚いた次第であります。

そのため、担当課である農林課から農協に問合せを行い、4月9日、本町に農協の担当者に来ていただき、副町長と農林課長等でどういった内容を農家に伝えたのかという確認をさせていただきました。その内容は、農家の皆様には大変、ご承知のとおり、厳しいものであり、今後のお茶の生産に大変不安を感じられたのではないかと考えております。

本町としましても、主要作物であるお茶に関しての取組を説明し、農協が運営する吾川茶工場の今後の方針についても、情報の共有と説明会等への参加をしながら、行政も一緒になって検討させていただき、方向性を見いだしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 再質問はありますか。古田智子君。

○4番 町長、ありがとうございます。ご存じなかったんですね。そういうことなんですね。ありがとうございます。

今、茶農家さんと一緒にこれから検討していくということではあるんですが、やはり茶業組合の皆様方、大変この農協さんの対応にご不安と衝撃を受けているというふうに聞いております。こうしたことを、現場の状況を踏まえまして、より具体的に、町役場としてはこの茶農家の方々を具体的にどのようにフォローされていくのか、具体的な対応策、講

じるべきもの、今お考えのものがあればお聞かせいただければと思います。

以上です。

○議長 執行部の答弁を求めます。奥田課長。

○奥田農林課長 先ほどの古田議員の再質問にお答えさせていただきます。

本町は主幹作物であるお茶産業を守るため、お茶独自の仁淀川町茶業振興計画というものを令和6年度に作成し、10年後の具体的な目標も掲げ、担い手育成、海外を見据えた茶販売戦略を進めているところであります。

本年3月には、町内の農家を1つにまとめた仁淀川町茶業研究会を発足させ、農林課が事務局となって、ワンチームで取り組む体制を整えてきました。茶業研究会には当然、農協の茶部会の組織にも参加していただいております。

今後の対応策に対しても、様々なシナリオも想定しながら、JAと一緒に考えていかなければならないというふうに考えております。その中で、農業茶部会のお茶農家の皆さんが廃業に追い込まれることがないように、仁淀川町茶業研究会の中で、農協も交え、事務局である農林課が中心となって、その解決策というものを見いだしていきたいとも考えております。

現在、地域おこし協力隊の中で担い手4名も育ってきております。当面、10名を目標に募集も続けてまいります。こうした担い手を中心に、一緒になって対応策というものを考えていきたいというふうに考えております。

具体的な施策に関しましても、農協も様々な可能性を今探っているという回答もございますので、今の段階ではまだ具体的な施策という段階ではないのかなと、まだ控えさせていただきたいというふうに思っておりますが、今後、議会へも変化があり次第報告をさせていただきながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

○議長 再々質問ありますか。古田智子君。

○4番 奥田課長、ありがとうございます。何らかの対応策をお考えということで安心いたしました。これは質問ではないんですけど、私かなり粘り強い性格ですので、本当に今おっしゃったことが履行されているかどうか、食らいついていつて確認いたします。これから。そこはぜひご承知おきいただければ幸いです。これからの取組、期待しております。

以上です。ありがとうございました。

○議長 以上で2問目を終了いたします。

次に、3回目の質問に移ります。古田智子君。

○4番 ありがとうございます。それでは、本日の一般質問最後のご質問です。

フレイルサポーター養成講座への全職員受講についてということなんですが、令和8年の3月31日に町役場の全職員にフレイルサポーター養成講座を受講するようにご指示があったと聞いています。これは、実際そういうご指示があったのかどうか。あったのであれば、その目的と期待される効果についてお伺いいたします。

以上です。

○議長 執行部の答弁を求めます。片岡町長、答弁。

○町長 古田議員のご質問にお答えさせていただきます。

3月30日、日付までは私覚えておりませんが、毎日、毎朝、課長を集めて連絡会をしています。その中で、ぜひフレイルサポーター養成研修を全職員、もちろん業務に支障、あと、土日に関わるような場合も、その場合は振替休日に対応というふうなことでお話をさせていただきました。

職員研修につきましては、これまでも新規採用職員研修や課長研修をはじめ、それぞれの職責や業務に応じて様々な研修を実施してまいりました。そのような中で、仁淀川町の特色である、全国的にも先進的な取組で評価されているフレイル予防活動について全職員が学ぶことは非常に重要であると考え、フレイルサポーター養成研修の受講を指示したところでございます。

また、現在、町内には約330人のフレイルサポーターがおり、毎年人口は減っていておりますが、フレイルサポーターは60名を毎年新たに増えていくような状態でございます。フレイルサポーターの輪は着実に広がっており、本町の大きな強みとなっております。

全職員がフレイルサポーター養成研修を受講する目的は、単にフレイル予防の知識を習得するだけではありません。実際にフレイルサポーターの皆様とともに学び、交流することで、高齢者の皆様が何を学び、どのような思いでこのような研修に来られているかを理解し、老いに対する関心や理解を深めることもあります。また、その学びや経験を通じて、住民主体の健康づくりや地域づくりの視点を行政運営に生かし、各職場での業務や施策立案等につなげていくことも期待しております。

私から答弁は以上でございます。

○議長 再質問はありますか。古田智子君。

○4番 町長、ありがとうございます。フレイル予防活動については、大変元気なお年寄りが増えて、素晴らしい取組であるということは私も十分理解をしております。

その上で、今、町長がおっしゃった期待される効果なんですが、学びや交流ですとか、関心や知識を深める、深めていただく、業務や施策立案につなげるということが目的と期待される効果なのであれば、おかしいと思います。

なぜかといいますと、フレイル予防活動だけが仁淀川町の事業ではなく、例えば町民課さんですとか、あとは、そうですね、農林課さんですとか、あとは建設課さんですとかでも、それぞれ学びや交流を深めて、地域住民とともに歩み、業務や施策につなげていくべき事業や取組はほかにもたくさんあるわけです。

全職員に受講ということですよ。例えばフレイルであれば、健康福祉課さんであれば分かりますけれども、全職員にというところで、目的ですとか、あと効果と考えますと、だったらほかの課の事業も全職員に受講させるような研修なりがあってしかるべきかなと思います。ちょっとそこは私はよく分かりませんでした。もう少しこの辺りをご説明いただければと思います。

以上です。

○議長 執行部の答弁を求めます。片岡町長、答弁。

○町長 私のほうは、フレイルサポーター養成研修、年に四、五回あります。そのときに、年を取らなければ分からないこともたくさんありますし、仁淀川町の住民さんが多く来られております。1回につき、フレイルサポーター研修、大体20名ぐらい来られておりますので、そういうときに顔の見える行政との関係というふうなことも1つの目的でございます。

いろいろと各課でも、人づくり広域連合は高知市内で研修も行っておりますが、それはそれぞれの業務を深めるための研修でございますし、その中でも、例えば、ある一定自分の担当する業務でなくても、こういうふうなものを受講したい、財政について受講したいというふうなことで本人が希望すれば、例えば建設課の職員であっても、希望で受講することもできます。

私が伝えたいのは、仁淀川町の住民さんがせっかく近くでこのようなフレイルを学ぶという機会が近くで行われていますので、うちの職員のほうにはぜひとも、業務の支障がない限り、学んでいただいて、住民さんが多いというのはどういうふうなものを、やはり学ばなければ分かりません。そうしたら、高齢者の気持ちに寄り添った行政施策ができると

いうふうなことで、私のほうは業務のほうで、職務として全職員に学んでいただきたいというふうな考えでお願いをしている次第でございます。

○議長 再々質問ありますか。古田智子君。

○4番 町長、ありがとうございます。大変おっしゃることは至極もつともで、高齢者さんのQOLを高める上では大変重要ではあるんですが、全職員が受講ということの必要性や合理性等について、ちょっとやはりまだよく私のほうで理解ができない面は残るかなというところですよ。

あとは、フレイルだけではなく、ほかの分野につきましても、じゃあ全職員が受講というようなことができるのかとか、全員受けなければいけないのであれば、ほかの事業についてもそういうことがあってもしかるべきなのかなというところは、ちょっと依然として解けない謎として残ってしまったかなというところですが、もしちょっとこの私の理解を、今の思考というか、理解力をもうちょっと深めるためのコメントがあれば頂きたいということが1点。

そして、今、全職員が受講ということであるという、その効果についてなんですが、その効果を、ちょっと切り口を変えて、いわゆる人件費的な機会損失という切り口から算出をしてみました。それがこちらの資料にあるデータです。

ちょっとデータがなかなかそろわず、職員さんごとに等級で人件費が違うというところもあるんですけども、なので、ちょっとこれは概算だと思ってください。そして、一般職オンリーです。再任用の方、あとは会計年度任用職員さんは入っていないということで、一般職だけで、本来業務の席を空けて研修に出かけてしまったときの本来業務に対する機会損失の人件費換算額、それをざっくり概算で出したところ、一般職の職員数112名で、これは給料は予算書から引っ張りました。全額ですね。それを12か月ですとか休日などと割り戻したときの1日当たりの人件費を、1.5日の受講ということで、1.5日受講したときのトータルな機会損失額を算出しますと、305万6,982円、これが本来業務に使われず、税として機会損失があったという試算です。

さらに、この金額を納税義務者1名当たりの負担額、これはちょっと令和5年度のデータしか引っ張れなかったんですが、令和5年度だとして、仁淀川町の納税義務者が2,246人いたとしますと、そのお一人頭の負担額ですね。町民の方がこのフレイルサポーター養成講座の全職員受講、その一般職の方々の受講に伴って、お一人頭1,361円の負担額であるという試算が出ています。この1,361円が高いか安いかわという話、これはちょっと議論のある

ところなんです、ただ、今、物価高で住民の生活が圧迫され、皆さん10円、20円の積み重ねで日々生活している中で、この数字は決して無視すべき機会損失額ではないというふうに考えます。

というわけで、もし受講したことによる効果というものはかるのであれば、この金額に同等かふさわしい効果を期待したいところなんです、そこは町長、どのようにお考えでしょうか。

以上です。

○議長 片岡町長、答弁。

○町長 分かりやすい資料を作っていただきましてありがとうございます。機会損失305万6,982円、納税義務者1人当たり1,361円の負担というふうなことで、私、職員のほうに受けてもらうのは、当然、この機会損失というふうな見方もありますが、未来への投資というふうな考え方で職員のほうには受けていただいております。仁淀川町の未来への投資でございます。

○議長 以上で古田智子君の質問を終わります。

暫時休憩します。40分まで休憩をいたします。

午後 2時24分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長 休憩前に続き一般質問を行います。

通告第3号、議席番号5番、大野弘君の質問を許可します。大野弘君。

○5番 議長の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。議席番号は5番です。

介護予防についてお伺いをいたします。

介護予防とは、日常生活において手助けが必要な状態になるのを防ぐことであり、単に長生きをするだけでなく、心身と機能を維持して自立し、元気に過ごせる期間を延ばし、自分らしい生活を長く続けることを目指すことではないでしょうか。それには、身体機能の維持向上、栄養と口腔ケア、社会参加と生きがいなどを行っていかねばならないと思います。

仁淀川町は高齢化率が年々上昇し、現在では56%となっております。コロナ禍を経て、地域の活動も縮小し、以前のような活気を取り戻せていないと思われます。そこで、町は介護予防の取組としてどのような活動を行っているのかをまずお伺いをいたします。

次に、フレイル活動の拠点について、さきの定例会において、先輩議員の質問で町長は交流センターに移動する旨を答弁いたしました。あれから2か月を過ぎたが、いまだに移動の気配がございません。未来の子供たちのためにも、一日も早い対応をすべきと思うが、なぜしないのか、町長にお伺いをいたします。

そして、教育長にお伺いをいたします。保育所担当部署である教育委員会に来て、教育長を拝命し、まだ2か月を経過したばかりではありますが、地域の方から、地域のために、集会所であり、移動の相談、また保育所から子供たちのお昼寝の時間帯にかなり大きな音がし、妨げになって大変困っているとの相談にも来ております。教育長としてこの問題についてどのように感じているのか、子供たちのためにも早急に対応すべきと思うが、答弁をお願いいたします。

まず1回目終わります。

○議長 執行部の答弁を求めます。片岡町長。

○町長 大野議員のご質問にお答えさせていただきます。

大野議員もおっしゃるように、仁淀川町では高齢者の皆様をできるだけ長く元気で暮らしていただけるよう、介護予防に取り組んでおります。ご質問の介護予防の取組についてですが、保健師による疾病予防のための健診や保健指導、健康教育や生きがいミニデイサービス、仁淀川町あったかふれあいセンターなど、社会福祉協議会や高知県農協に委託し、交流センターや各地区集会所を拠点に健康チェックや共食、あと講話やレクリエーションを実施し、誰もが気軽に集える場所づくりをしております。

また、本町では、従来の介護予防に加え、より早い段階でフレイル予防を重視しております。具体的には、先ほどもおっしゃられたフレイル予防の3つの原則、社会参加、運動、栄養を基本として、住民主体の介護予防総合プログラムであるハツラツ活動やフレイルサポーター養成研修、通いの場づくり、健康教育などを実施し、特に本町では住民自らが学び、地域の仲間へ広げていくフレイルサポーター活動を推進しており、現在、約330名のフレイルサポーターが養成研修を受講されております。このような住民主体の取組が本町の大きな特徴でもあります。

続きまして、施設、ハツラツの会場が地域集会所の場所だというふうなことでご質問を頂いております。3月の議会終了後、私のほうから地域集会所において活動しているNPO法人フレイルサポート仁淀川に対して活動場所の移動について申入れを行いました。しかしながら、現在の活動では、各種測定機器や運動器具を使用しているほか、参加者に

よる共食、一緒に食べるものです。共食を実施しており、移転する場合には、機器の保管場所や共食を行う場所の確保、さらには調理環境の整備など様々な課題があることが分かりました。

このため、教育委員会、大崎保育所、NPOフレイルサポート仁淀川で協議を重ねた結果、当面は現在の地域集会所を活用しながら、保育所運営との調整を図っていくことといたしました。

また、本年5月からは、大崎保育所、教育委員会、NPO法人フレイルサポート仁淀川による定期的な協議の場を設け、地域集会所の利用に関する情報共有や調整を行う体制を整えました。

さらに、6月からは年3回実施される大崎保育所の大規模なイベント、夕涼み会やクリスマス会、卒園式の週については、NPOフレイルサポート仁淀川は大崎診療所や地域交流センターを活用して実施することとし、大崎保育所への運営の影響をできる限り軽減しながら、双方が利用しやすく、継続的に活動できる環境づくりに取り組むこととなりました。

以上、私からの答弁でございます。大崎保育所の所管については、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長 和田教育長、答弁。

○和田教育長 先ほど町長より答弁がありましたとおり、教育委員会といたしましては、今後も保育所運営を最優先に考えながら、地域の介護予防、フレイル予防活動との両立が図られるよう、定期的に協議の場を設け、関係者との連携を深めるように努めてまいりたいと、そのように考えております。次回は7月の23日木曜日を考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 再質問はありますか。大野弘君。

○5番 なかなか簡単な答弁ではございますが、介護予防については、社会福祉協議会や保健師による指導を行っているということでございます。社会福祉協議会には委託でやっておるので、健康チェック、共食、講話なども行っているようでございます。同じような取組をNPO法人も行っているのではということになります。

そして、フレイル活動の取組に参加したくても、大崎まで来られない方もたくさんおります。各地区に集会所や多目的施設などがそれぞれございます。今、活動を月曜と木曜日に行っていると聞いておりますが、このフレイル予防を始めてもう既に5年を経過してお

ります。多くのサポーターができていられると思いますが、その方たちにも協力をしていただき、大変すばらしい取組でありますので、ぜひそれ以外の日には各地区に出向き、フレイル予防、ハツラツの取組を行うよう指導してはどうでしょうか。

それと、大崎集会所ですが、大崎地区の地域長さんとどのような契約内容になっているのか。大崎地区の地域長の許可は頂いているのか。また、町の施設でもあり、町が許可しなければ、NPO法人が勝手に使うことはできないのではないのでしょうか。担当課はどのような対応になっているのかをお伺いいたします。

そして、保育所担当の、まあ言うたら先生方、大人ばっかりの話合いではなく、子供を優先してやるべきと思うんですが、子供がお昼寝ができないというようなことですので、もうちょっと考えてやるべきと思います。先ほどから申しているように、他の場所で活動を行ってはどうでしょうか。

そして、教育長に再度、移転について、先ほども申しましたが、子供たちのためにも早急をお願いしたいと思います。再度決意をお聞かせください。

○議長 執行部の答弁を求めます。片岡町長。

○町長 恐らく社協さんや農協さんが行っているミニデイ、各地区のほうに保健師と社協職員が出かけて行っているものが、古く歴史があって、多分合併する前から、介護保険制度ができる前から行っているのと、それとフレイルのハツラツと一緒にやることができないかというふうなことでございます。

フレイルの概念、フレイルサポーター養成研修を学ぶか学ばないか、できれば学んでいただいたらいいんですが、皆さん、私のほうが初めにフレイルサポーター養成研修をするときに、各地区に出かけて、積極的にフレイルサポーターになりませんかというふうなミニデイの場でもお声がけをさせていただきました。そしたら、なかなか1日半学ぶことはというふうなことで、何分、今、ミニデイに来られている方はご高齢です。85歳以上の方が地区のミニデイに来られております。もちろんフレイルのハツラツの参加も、上は95歳か98歳か、池川から来られている方もいらっしゃいますので、私が保健福祉課時代のほうでは、積極的にミニデイのほうに行きながら、また、フレイルサポーターのハツラツのほう、両方来ていただきたいというふうなことで、何分地区で行われているミニデイは超ご高齢になりましたので、そしたら、仮に各地区で行ってハツラツをしたら、集まる方は恐らく二、三人です。ある一定の規模がないと、ハツラツは皆さんと集うという大事な機会になりますので、ミニデイとハツラツを一緒にするというのは私は不可能では

ないかというようなことを考えております。

私からは以上です。

○議長 和田教育長、答弁。

○和田教育長 どうもありがとうございます、ご意見等。先ほど大野議員さんもおっしゃられましたが、私まだ、2か月がたっておりまして、なかなか地域の声が聞けてないと、正直なところもあると思います。ぜひ地域長の方々を含めて、保育所の先生方、そしてNPOの方々と話を聞かせていただきまして、今後どうしていくのか等も含めて、委員会としても検討させていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 再々質問はありますか。吉川総務課長、答弁。

○吉川総務課長 大崎地域集会所の担当課として少し補足説明をさせていただきます。

大崎地域集会所ですけれども、条例で定めておりまして、少しちょっと読み上げる形になりますが、地域のコミュニティー活動を推進し、集落間の相互交流を深め、福祉の増進、生涯学習の設定などに寄与することを目的としてということで利用をすることになっております。先ほどから町長のほうの答弁でもありますように、利用者間の打合せ会で何とか調整して、問題が少しでも解決できればということを願っています。

以上です。

○議長 再々質問ありますか。大野弘君。

○5番 要は、移転するかしないかでございます。地域の集会所、それから多目的施設、そういうところへハツラツツが行って、今日はこういうことがあるんだということで周知すれば、何人かは集まるし、人数が少ないけれど、そういう問題ではないと思います。行った者が一緒にやったらいいんで、そうやって、やっぱり活動は広くやるべきだと思います。来れる人はここまで来るけども、来れないというんで、できるだけ近くでやっちゃう、それが行政というものであって、そこをやっぱり、町長は町民の声を聞く。聞いてやると自分でも自負して言っておりますので、その辺を十分お願いしたいと。教育長も、やはり子供優先で物事を考えるようにお願いします。

また、町長はNPO法人と、移転についてもなかなかええ返事を頂けません。どのような関係にあるのか、ご説明をお願いいたします。

○議長 片岡町長、答弁。

○町長 私とNPOフレイルサポート仁淀川との関係というのは、通常の、もちろん、特

に何らかのそこの役員をしているとかというふうなものではございません。非常にメンバーの方々は昔から知っている方々ですから、気安くお声がかけられるし、かけることができるというふうな状況でありますし、もちろん町長として言わなければならないことは言わせてはいただいております。ですが、先方のほうも、仁淀川町から委託を受けた主体でありますので、そこは大事にしながら、私のほうは事業を進めております。

あと、地区でできるのではないかと、多分、取りあえず議員の皆様、ここにいらっしゃる議員さんでフレイルサポーターになった方も多分いらっしゃると思います。フレイルサポーターになっている方いらっしゃいますので、ぜひハツラツツの会場に議員の皆さんも足を運んでいただいて、一緒に体験をしていただければ、このような質問のほうもまた分かるのではないかとというふうなことで私は思っております。先ほどのご質問のような、どんな活動をされているかというふうなことが分かると思いますので。失礼しました。

○議長 教育長、一言答弁。

○和田教育長 大野議員さんから話を頂きましたが、子供たちのことも考えながら、これからどうしていくのか等について、また私自身も深く考えていきたいなというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 以上で1問目を終了いたします。

2問目に移ります。大野弘君。

○5番 2点目の質問でございます。携帯電話の不感地区についてお伺いをいたします。

以前にも質問をしたことがあります、そのときには、旧の仁淀の泉川地区の太郎田というところがあるんですが、そちらのほうでちょっと電波が悪いというような質問をさせていただきました。そのときには、鳥形山のほうに、基地局ですか、それを設置するように考えているとの答弁を頂いております。

そのほかにも町内にはいまだに電波状態の悪い地区があるのか。池川のほうへ行くと、途中で電話鳴っても切れるというようなところが何か所もございます。吾川のほうにもあると思うんですが、どうでしょうか。地区で悪いとかというようなところがあれば、教えていただきたいと思っております。

○議長 執行部の答弁を求めます。片岡町長、答弁。

○町長 ご質問にお答えさせていただきます。

町内における携帯電話の不感地域につきましては、町として状況把握に努めております。現在、県が毎年実施している携帯電話不感地域の調査において、坂本地区及び椿山地区の

一部地域を不感地域として報告を行っております。

携帯電話は災害時の情報伝達や日常生活における重要な通信手段となっていることから、町といたしましても、引き続き地域の実情把握に努めるとともに、県や通信事業者と情報共有を図りながら、不感地域の解消に向けた要望や働きかけを行ってまいります。また、今後新たに電波状況に課題がある地域が確認された場合には、必要な調査を行い、県へ報告等、適切に対応させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 再質問はありますか。大野弘君。

○5番 再質問をさせていただきます。

まだ、結局、不感地域があるということでございますが、できるだけ解消に向け、最近の異常気象や災害など、防災面においても早急な対応をすべきであると思います。

これから雨のシーズンでございますので、土砂崩れ、そういうのがあれば、そこから電話かけたくても通じないというようなことがあっては大変ですので、できるだけそういうことのないようにお願いしたいと思います。再度答弁をお願いします。

○議長 片岡町長、答弁。

○町長 私としても不感地域なるべく解消を目指すよう、そのような知事との意見交換会などについて、不感地域がなくなるよう、要望として説明させていただきます。

○議長 以上で大野弘君の質問を終了いたします。

通告第4号、議席番号1番、竹本文直君の質問を許可します。竹本文直君。

○1番 議席番号1番、通告4号の竹本でございます。今日は観光行政についてということでお話をさせていただきたいと思います。

今年も通年どおり桜の時期、そしてゴールデンウィーク中は大変多くの観光客でにぎわいました。しかし、その反面、観光公害も発生をしております。また、観光客数の割には町内の経済活動は少なく、本町の観光は、観光客ではなく、見物客であるというようなやゆする声もあります。

観光客が多いのは、仁淀ブルーに代表される自然環境を求めて、これは年々増えているように感じます。リピーターが多くいるように感じております。今の状態を長く持続し、町の基幹産業とするために、この自然環境、地域文化を含む、をどう守り、持続可能な地域づくりをしていくのかをお聞きしたいと思います。

今、皆さんご存じのように、町内の主な観光地は、中津溪谷、安居溪谷に代表される溪

谷美、そして仁淀ブルーの川、近頃は池川、名野川、森、長者にある町並みを散策しているお客さんもぼつぼつ見られているように思います。また、近年はアウトドアブームもあり、SUP、ジップラインに代表されるアクティビティーも人気ですが、やはり自然体験を求めている観光客が多いように思います。

しかしながら、その多くのお客様をもてなす環境が少なく、町内での観光消費は少ないと思います。ある識者の話では、仁淀川町の観光資源は年間30億のポテンシャルがあると言われている方がおいでました。また、ほかの方は、いや、それ以上、やり方によっては50億も夢ではないと言う方もおいでました。非常に大きな産業になる可能性があります。

今、本町で起業するために、町外から様々な方が来られています。そして、既に事業を始めている方もいます。その方々のほぼ一致した声として、仁淀川町にはすばらしい資源、環境があり、価値があり、様々な可能性があるのに、行政はじめ、住民がそれに気がついていない。なぜそれを生かしていかないのかという声があります。

その価値というのは、急峻な山であり、溪谷であり、川、町並み、各地の神社仏閣、そしてそれぞれの地域の風景、そこでの営みであるというふうに私は考えます。その価値を行政としてどのように維持・発展させ、持続可能な観光地として発展させていくのか、お伺いをしたいと思います。

1回目以上です。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。片岡町長。

○町長 竹本議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、川のアクティビティーや溪谷観光を中心に本町の観光振興が行われているところです。桜の時期は多くの観光客が毎年訪れていますが、この時期については、町内へお金が落ちる仕組みはいまだできておりません。オーバーツーリズムも発生しております。現在、他県で取り組まれている予約制や駐車場料金徴収の取組を参考に、今後どうしていくことがいいのか、協議しているところです。

また、本町において仁淀川町観光条例がございます。条例の目的には、仁淀川町における観光の振興について基本的事項を定めることにより、自然環境の保全に配慮しながら、活力ある地域づくり、交流人口の拡大、町経済の持続的な発展及び住民生活の向上に資することを目的としております。この条例に基づいて観光条例審議会を設置しており、町、住民、観光関連事業者、観光関連団体、観光客の守るべきことをご議論いただいております。今後起こる問題にも、この審議会のご意見を尊重していきたいと考えております。

私からの答弁は以上でございます。

○議長 再質問はありますか。竹本文直君。

○1番 ありがとうございます。今、観光条例に基づいてある程度管理され、秩序ある場所といえば、宮崎の河原、あの周辺だけだろうというふうに今感じています。今、SUPやテントサウナを観光地、安居溪谷の乙女河原、水晶淵、千仞峡と、そして明戸岩でも行われています。地域住民から、あれは何とかならんかよという声もあります。また、自然環境を求めて来た一般の観光客からすれば、あの乙女河原でテントサウナをして、水着姿で冷たい水につかっているという風景を見たときに、この本町の観光地としての印象はどのようなものかなと非常に気になるところであります。

先ほど町長が説明された観光条例、基本理念では、地域の自然、歴史、文化、伝統等地域資源の保全・保存に努めながら、それを生かした町らしい魅力ある観光のまちづくりをします。それから、4番目は、町の自然と調和及び環境に配慮するとともに、住民の日常生活との調和にも配慮すると書かれています。そして、この観光条例の規則第3条、規則で定める迷惑行為として、自然環境や文化財等に許可なく負荷を与える行為ということも書かれています。

今の、正直に言って、本町の観光行政というか、観光地は、もうどこでも何でもありみたいなのところがありますので、やっぱりこういう条例があり、規則があるならば、それに沿った形で行くべきじゃないかなというふうに、また、あります。

それから、条例の8条に、良好な観光環境の維持の中では、観光客は自ら自然環境や文化財等への負荷の低減に努めなければならない。それで観光関連事業者は、観光客に対して、自然環境や文化財等への負荷の低減を図るための情報提供その他必要な措置を講じるよう努めなければならないというふうにあります。

また、施行規則の5条には、町長は、観光地として良好な環境を保つため必要があると認める地区を迷惑行為防止重点地区として指定することができるというふうになっています。今のこの状況を見ると、やっぱり地区を指定した迷惑行為防止重点地区の指定も考えていくべきじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょう。

○議長 荒木企画課長、答弁。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えします。

仁淀川町の観光条例、令和5年度にできました。それで、先ほども町長のほうから説明ございましたように、審議委員さんの方、10名の方に加わっていただきまして、いろんな

ご議論をいただいております。その中では、先ほども出ましたような問題点もご提示していただきまして、皆さんでご議論いただいているところでございます。

そういったところで、条例が5年にできたというようなこともございまして、いわゆる肉づけといいますか、もっと現場に合った、現状に合ったものに変えていくということは大事だと思いますし、今、議員のほうがおっしゃっていただいたようなことも参考にしながら、よりよいものにしていきたいと思います。

罰則的なことも、実は審議会の中でもできないだろうかということでご議論いただいたことはあるんですけれども、なかなかちょっとハードルが高いということもございまして、現状はちょっと様子見みたいなことにはなっておりますけれども、中ではそういったことも含めた形でご議論もいただいているところですので、そういった情報なりご意見を皆さんから頂きながら、よりよいものにしていきたいと思っておりますので、またご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長 再々質問ありますか。竹本文直君。

○1番 正直言って、迷惑行為と言われる行為、もう何年前やったかな、それこそ安居溪谷の上の砂防ダムのまだ上、本当に急峻なところを無断で道を開いて、はしごをかけ、ロープをかけして、やっていた業者がいるんですよ。ほんで、そこは土地の持ち主はどこかなと思って調べたら、町でした。だから、すぐに総務課へ行って、あそこはちゃんと垣を下さいということで垣をしてもらった経験もあります。

やっぱり、どう言ったらいいかな、そういう今のような無秩序、私から見れば無秩序な状態なんですけど、こういうことをなくすためには、町が主体的に行動を起こさなければならないというふうに思います。

今議会に提案されているまちづくり総合計画、この中の観光・交流の創出のビジョン、5年後に目指す姿ということで、5年後の仁淀川町では、自然・文化・人の魅力を生かした体験・滞在型観光が無理のない形で確実に進展していると書かれているんですが、こうやって文章で書くだけじゃなしに、これに近づける努力はしていかなければいけないというふうに思います。

また、この5年ほどの短期間で解決できるような問題ではないですね。言葉は悪いですが、行き当たりばったりの対策では、持続可能な地域として未来永劫この自然を守り、将来世代につないでいくことはできないというふうに感じています。もっと長期、30年、50年先の仁淀川町はこんな町にするんだという、本当に仁淀川町の柱となるものをどんと据

える必要があると私は思います。それに向かってこつこつと努力していくことが将来大きな成果を生むというふうに私は考えます。

50年先に、50年前にこんな町長がおって、今のこの町があらあよというふうな町長になることをひとつ目指して、真剣に考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長 執行部の答弁を求めます。片岡町長、答弁。

○町長 ありがとうございます。先ほど安居溪谷の河原のほうで水着の方がというふうなことで、それが本当に仁淀川町の自然と調和しているのかというのも、私も今お聞きしまして、また、条例がありますので、民間の活動でもあります、その辺り理解を得ながら進めていきたいと思っています。

また、観光行政については、長期のビジョンが必要でございます。吾川、池川、仁淀、それぞれ素晴らしいものが持っており、こういうふうな山間部でなりわいとするには、お茶も山も重要ではございますが、やはり観光というのは、ハワイでは、あんなちっちゃい、ちっちゃいとは言いませんが、観光である島が成り立つというふうなことで聞いておりますので、仁淀川町も観光であれば、そこでなりわい、あと移住者も来たりとか、仁淀川町の子供さんも起業というふうなこともありますので、そういう長期の視点を持って私は進めていきたい、今後も進めていきたいと思っていますので、またお知恵なんかをお借りしたいと思っています。

○議長 以上で竹本文直君の質問を終了いたします。

本日の一般質問はここで終了といたします。これにて延会といたします。

明日2日目、最終日も10時から一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

どうも皆様、お疲れさまでございました。

午後 3時24分 延会